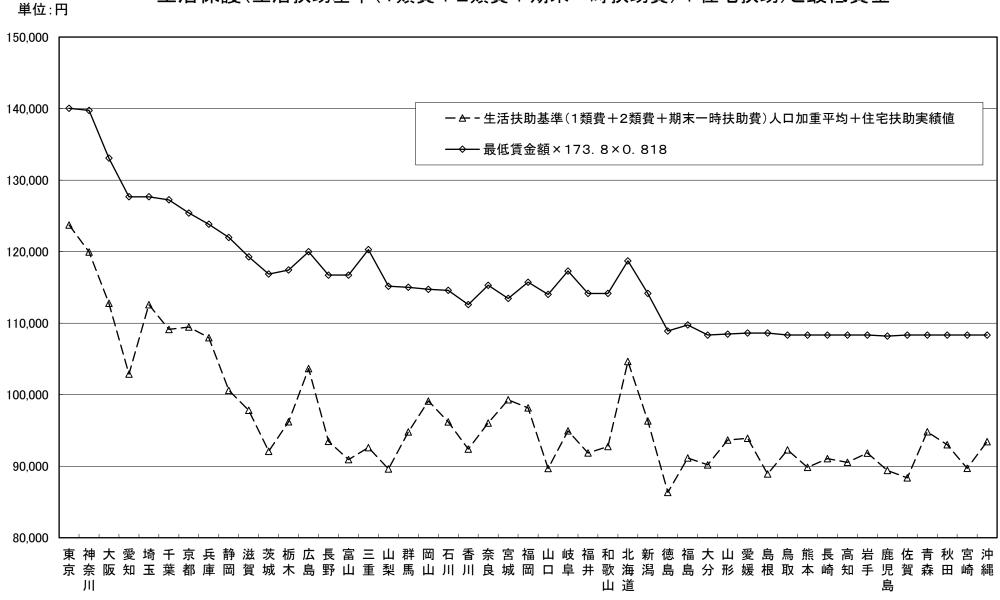
## 生活保護と最低賃金

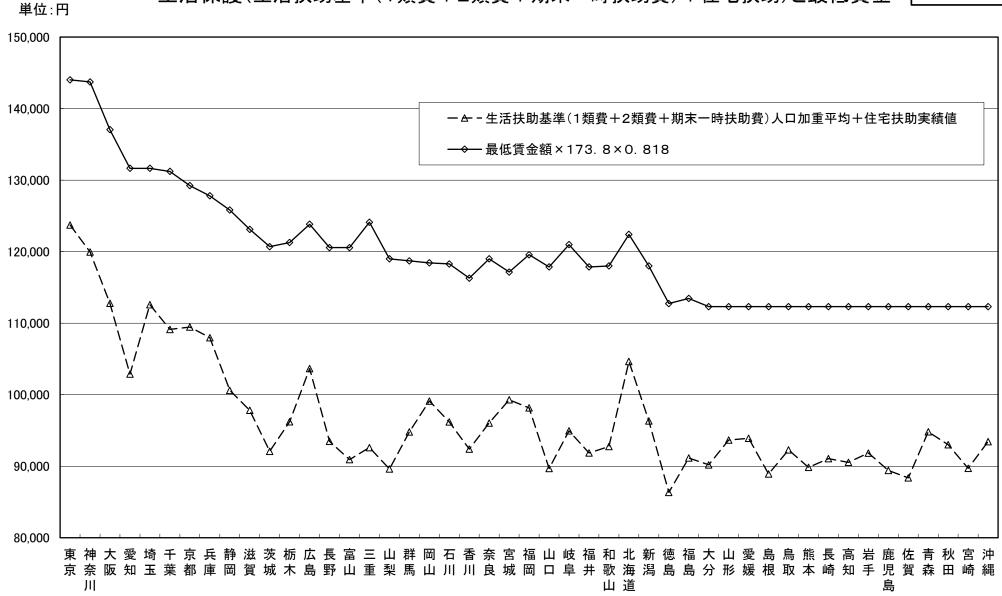
## 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



- 注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
- 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
- 注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成30年度のものである。
- 注4)0.818は時間額761円で月173.8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和元年度最低賃金 改定額反映版

## 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



- 注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
- 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
- 注3)生活保護のデータは平成30年度、最低賃金のデータは令和元年度のもの。
- 注4)0.818は時間額761円で月173.8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成30年度 データに基 づく乖離額	令和元年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (ED)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率が低下 (0.823→0.818) したことによる 影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④))
北海道	△99	26	△125	△105	△20	△26	4	△4	6
青 森	△96	28	△124	△107	△17	△28	4	0	7
岩手	△117	28	△145	△128	△17	△28	4	0	8
宮城	Δ100	26	△126	△107	Δ19	△26	4	Δ3	6
秋 田	Δ108	28	△136	Δ120	Δ16	△28	4	Δ1	8
山形	△105	27	△132	△120	△12	△27	4	0	11
福島	Δ131	26	△157	△145	Δ12	△26	4	0	10
茨 城	△175	27	△202	△187	△15	△27	4	1	7
栃木	△150	27	△177	△163	△14	△27	4	Δ1	10
群馬	△143	26	△169	△154	△15	△26	4	Δ1	8
埼 玉	Δ107	28	△135	△124	Δ11	△28	5	△5	18
千 葉	△128	28	△156	△142	△14	△28	5	△5	14
東京	△115	28	△143	△126	△17	△28	5	△9	15
神奈川	△140	28	△168	△140	△28	△28	5	△9	4
新潟	△126	27	△153	△135	△18	△27	4	Δ1	6
富山	△182	27	△209	△192	△17	△27	4	△2	9
石川	△130	26	△156	△145	Δ11	△26	4	△2	12
福井	△157	26	△183	△170	△13	△26	4	Δ1	10
山梨	△180	27	△207	△188	△19	△27	4	0	4
長 野	△164	27	△191	△177	△14	△27	4	Δ1	10
岐阜	△158	26	△184	△167	Δ17	△26	4	0	6
静岡	△151	27	△178	∆161	Δ17	△27	4	Δ2	7
愛知	△175	28	△203	△179	△24	△28	4	△4	4
三重	△195	27	△222	△203	△19	△27	4	Δ1	5
滋賀	△152	27	△179	△168	Δ11	△27	4	△2	14
京都	Δ113	27	△140	△126	△14	△27	5	△7	15
大 阪	△143	28	△171	△140	△31	△28	5	△9	1
兵 庫	Δ112	28	△140	△115	△25	△28	5	△6	5
奈 良	Δ136	26	△162	△145	△17	△26	4	Δ1	7
和歌山	△151	27	△178	△160	△18	△27	4	Δ1	6
鳥取	Δ113	28	△141	△124	△17	△28	4	Δ1	8
島根	△139	26	△165	△148	△17	△26	4	<u>∆1</u>	5
岡山	Δ110	26	△136	△121	△15	△26	4	△5	11
広島	△116	27	△143	△114	△29	<u>∆27</u>	4	Δ6	0
山 口 生 白	△172	27	△199	△178	∆21	<u>∆27</u>	4	Δ1	4
徳島	△159	27	△186	△170	△16	∆27	4	0	7
香川	△143	26	△169	△152	∆17	△26	4	Δ1	7
愛媛	△104	26	△130	∆115	△15	△26	4	Δ1	8
高知	△126	28	△154	∆131	△23	∆28	4	0	2
福岡	△124	27	△151	△130	△21	∆27	4	Δ4	6
佐賀	△141	28	△169	△150	△19	∆28	4	0	5 7
<del>長</del>	△122 △121	28	△150	△133	△17	∆28 ∧29	4	Δ1 0	/
大 分	△131	28	△159	△135	△24	∆28 ∧28	4	ā	l /
宮崎	△128 △132	28 28	△156 △160	△135 △141	△21 △19	∆28 ∧28	4	Δ1 0	4
<u>呂 呵</u> 鹿児島	△132 △133	28	△160 △162	△141 △144	△19 △18	∆28 ∆29	4 4	υ Δ1	6 9
	△133 △105	28	Δ102 Δ133	△144 △114	△18 △19	△29 △28	4	0	5
/丁 祀	<u> </u>	20	۵۱۷۵	۵114	<i>△</i> 13	<u> </u>	* *	<u>.</u> 0	J

<sup>※1</sup> 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙 1 「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。